

福祉バス「愛の募金号」における

新型コロナウイルス感染予防対応マニュアル

群馬県社会福祉協議会

令和2年10月13日（改訂）

1 趣旨

福祉バス「愛の募金号」の運行は、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、令和2年8月1日から当面の間、福祉バス「愛の募金号」運行要領に定めるもののほか、この「福祉バス「愛の募金号」における新型コロナウイルス感染予防対応マニュアル」に基づき行うものとします。

2 基本的事項

(1) 申込について

申込は、「運行要領」に定めのある受付期間内で随時受け付けます。ただし、後述のとおり、運行日の警戒度等に応じて運行を中止し、利用承認を取り消します。御了承ください。

(2) 運行について

群馬県が策定した「社会経済活動再開ガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）に基づく警戒度が「2」以下の場合かつ運行準備が整った状況の時のみ運行します。但し、日帰り利用に限ります。

また、ガイドラインに基づく要請において往来の自粛を要請されている地域への運行は行いません。

(3) 利用定員について

10名以上19名以内とします。座席は、間隔を空けた配置とします。詳しくは、別紙を参照してください。定員を超えた人数の利用があった場合は、利用承認を取り消すことがあります。

(4) 免責事項について

運行の中止及びバスを利用したことに起因して新型コロナウイルス感染症に感染した場合について、その結果損害等が生じても、群馬県社会福祉協議会及び群馬県は一切の責任を負わないものとします。

3 利用者の対応

(1) 感染防止対策について

①乗車する際（休憩後の乗車も含む）は、必ずアルコール消毒液で手指消毒を行ってください。アルコール消毒液は利用団体で用意してください。

②乗車中は、原則、マスクを着用してください。

③乗車中は、会話は控えめにお願いします。

④車内におけるカラオケの使用は禁止します。

⑤乗車中は、水分補給以外の飲食を極力控えてください。

(2) 健康管理について

①利用にあたっては、当日の朝に検温を必ず実施し、37.5℃以上の熱が記

録された場合や、息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさや、咳、咽頭痛などの症状が記録された場合は、利用を自粛する等健康管理を行ってください。また、14日以内にガイドラインで往来の自粛が要請されていた地域に行った方は自粛をお願いします。

②代表者の方は、事前に「健康状態申告書」（別紙様式）を利用者全員に配布し、当日回収・確認の上、1ヶ月間保管してください。

なお、当日に当該申告書を忘れた場合は、バスに備え付けの予備用紙と検温計を使用してください。

③代表者の方は、利用日の翌日から14日間の間に利用者に新型コロナウイルス感染症に感染した方が出た場合、群馬県社会福祉協議会へ連絡をお願いします。また、保健所の聞き取りに協力し、必要な情報提供を行ってください。

4 乗務員の対応

（1）感染防止対策について

①乗車する際（休憩後の乗車も含む）は、必ず備え付けのアルコール消毒液で手指消毒を行います。

②運行中は、原則、マスクを着用します。

③バス製造メーカーからの新型コロナウイルス対策の案内に基づき車内空調を行います。概ね5分以内で車内の空気が入れ替わります。

④利用後、車内の手すり及び座席をアルコール消毒液で除菌します。

（2）健康管理について

①乗務する当日の朝に必ず検温を実施し、37.5℃以上の熱が記録された場合や、息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさや、咳、咽頭痛などの症状が確認された場合は、乗務を中止し、代替職員が乗務します。なお、乗務員を確保できない場合、運行を中止することがあります。